

## 防府市屋外広告物に関する事務実施要綱

平成23年9月30日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市が実施する屋外広告物に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(事務の内容)

第2条 防府市が実施する屋外広告物に関する事務は、山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）別表第26号の3に掲げる事務とする。

(山口県屋外広告物条例等の適用)

第3条 防府市が屋外広告物に関する事務を実施するに当たっては、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号）及び山口県屋外広告物条例施行規則（昭和42年山口県規則第5号）中「山口県」とあるのは「防府市」と、「土木事務所」とあるのは「防府市」と、「山口県知事」とあるのは「防府市長」と、「土木事務所長」とあるのは「防府市長」と、「山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）」とあるのは「防府市手数料条例（平成12年防府市条例第19号）」とそれぞれ読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。